

## Contents

## 目次

## 知識財産権関連情報 ..... 1

- ・ 機械学習関連特許の適格性判断 – 米CAFCの判決分析
- ・ 韓国特許庁がバイオ分野特許のファストトラックを施行
- ・ 立体商標の権利範囲に対する判断基準 – 特許法院2024ホ12388判決(2025.2.14.言渡)【権利範囲確認(商)】
- ・ 商標共存同意制度の紹介

## 今月の判例 ..... 8

- ・ 無権利者の出願に対する無効審判の請求人適格の判断基準 – 大法院2022フ10814判決(2025.1.9.言渡)【登録無効(特)】

## YOU ME 便り ..... 9

- ・ 2025年のYOU ME人賞の受賞式を開催
- ・ 第11回YOU ME科学文化賞の授賞式を開催
- ・ 崔元碩弁理士が入社

## 知識財産権関連情報

## 機械学習関連特許の適格性判断 – 米CAFCの判決分析

弁理士 韓京花

米国の連邦巡回区抗訴裁判所(Court of Appeals for the Federal Circuit, CAFC)は、2025年4月18日に「Recentive Analytics, Inc.(以下、Recentive) v. Fox Corp.(以下、Fox)」事件において、「単に一般的な機械学習(Machine Learning)を新たなデータ環境に適用することは、特許を受けることができる発明ではない」と判示した。

本事件は、Recentiveが保有しているTVライブイベントのネットワークマップとスケジュール生成に機械学習(ML)を使用する技術に関連する特許(米国特許番号10,911,811/ 10,958,957/ 11,386,367/ 11,537,960)に関するものである。Recentive(原告)は、去る2022年11月に上記4件の特許に基づいてFox(被告)を特許侵害で提

訴した。デラウェア地方裁判所は、米国特許法§101違反(特許適格性違反)で該当特許は無効であるとしたうえで、請求を棄却し、Recentiveは控訴した。CAFCは第1審判決を支持し、原告敗訴の判決を下した。

判決の判断根拠として、米国最高裁判所の主な判例であるAlice判例「Alice Corporation v. CLS Bank International」およびMayo判例「Mayo Collaborative Services v. Prometheus Laboratories, Inc.」が引用された。Alice判例は、米国最高裁判所が2014年に、コンピューター具現発明の特許適格性に関する基準を提示した判決であって、Aliceの特許(エスクロー口座を利用して第三者間の金融取引を仲介するためのコンピューターシステム)は、抽象的アイデアをコンピューターで具現するものに過ぎず、請求項に抽象的アイデアを「適用」すること以外に「発明的概念」がないため、特許を受けることができない対象であると判決した。Mayo判例は、特許を受けることができる対象と、受けることができない対象との境界を設定した2012年の米国最高裁判所の判決であって、Prometheusの特許(患者の特定の血中代謝物質数値により薬物の最適容量を決定するための血液検査方法)は、自然法則を対象とするものであり、請求項に自然法則を「適用」すること以外に「発明的概

念」がないとしたうえで、特許を受けることができない対象であると判決した。

CAFCは、Recentiveの特許が、Alice判例の第1段階テストで「抽象的アイデア」を対象とし、Alice判例の第2段階テストで「発明的概念」が欠如していると判断した。具体的に、Alice判例の第1段階テストで原告の請求項は「ライブイベント日程・ネットワークマップを最適化する」という事業的な意思決定の手続をコンピューターで行うものに過ぎず、明細書は『任意の既存の機械学習技法(神経網、決定木、SVMなど)を使用することができる』とのみ叙述しており、機械学習技術そのものの具体的改善を提示していないと判示した。また、Alice判例の第2段階テストで「リアルタイムアップデート」「iterative training」などは、機械学習の本質的・慣例的要素に過ぎず、技術的進歩を立証する追加的要素がなく、単に人の手作業をコンピューターがより迅速かつ効率よく行うようにしただけでは、§ 101により特許対象となり得ないと判示した。CAFCは、第1段階テストで特許を受けることができないと分類された「抽象的アイデア」が第2段階テストで特許適格性を有するためには、「革新的なアイデアで、相当な(significantly more)技術的改善を示さなければならない」が、Recentiveの特許請求項にはこのような革新がないとした。

CAFCは、「機械学習は、その重要性がますます高まっている急成長する分野であって、特許を受けることができる技術改善につながり得る。しかし、適用する機械学習モデルに対する改善事項を提示することなく、単に一般的な機械学習を新たなデータ環境に適用することを主張する特許は、§ 101により特許を受けることができない」と判示した。「特許出願時、単に新たな使用分野に機械学習を適用することを越えて、技術自体の革新に寄与する具体的な内容を含まなければならない」という今回のCAFCの判決は、急速に発展するAI分野における特許適格性の判断において重要な先例となると予想される。✂

## 韓国特許庁がバイオ分野特許のファストトラックを施行

弁理士 朴智恩

### 1. 概要

バイオ産業は、韓国の未来の核心成長エンジンとして注目されており、バイオ分野技術は、2023年に産業通商資源部が指定した国家先端戦略技術に属している。バイオ産業の全世界の市場規模は、2027年を基準として約3兆3千億ドルに達すると予想される。バイオ分野の技術は、研究開発(R&D)に多大な時間と費用が投入される一方、少数の核心特許のみでも製品商用化と収益創出が可能であり、長期間にわたって市場を先占することができるという点から、特許の重要性が極めて高い。ここ5年間、国内バイオ(生命工学およびヘルスケア)分野の特許出願は年平均8.2%増加し、全体特許出願の増加率(2.3%)の約3.5倍に達する高い成長をみせている。これにより、企業の先制的・戦略的な特許権確保のために、特許庁の迅速な審査が要求される実情である。

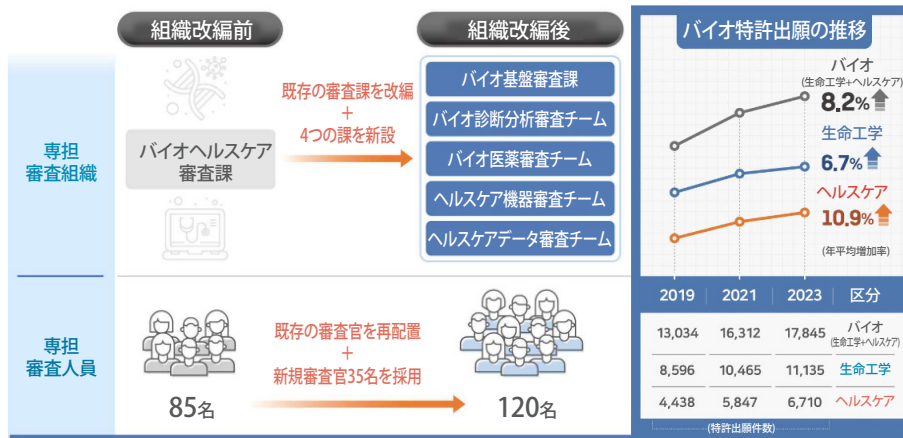
### 2. 特許庁のバイオ分野審査組織の改編

これに対応して、韓国特許庁は今年2月に民間のバイオ分野の専門家35名を特許審査官として採用した。また、今年3月には既存の「バイオヘルスケア審査課」を改編し、4つの課を新設するなど専担審査組織を拡大・再編することによって、より効率的かつ一貫した特許審査体系を構築した。

新たに発足した専担審査組織は、「バイオ基盤審査課」、「バイオ診断分析審査チーム」、「バイオ医薬審査チーム」、「ヘルスケア機器審査チーム」、および「ヘルスケアデータ審査チーム」から構成され、バイオ産業生態系の全過程をカバーできるように体系化されている。また、新規採用された35名の審査官と、既存の各審査局に散在していたバイオ分野審査官85名とが専担審査組織に集中配置された。このように総120名に達するバイオ分野審査官の審査パワーを結集させることによって、協議審査などを通じて審査品質を高めると同時に、平均

18.9ヶ月を要していた審査処理期間も大幅に短縮され

ることが期待される。



バイオ分野組織改編の前後

<参考資料>特許庁報道資料 - 速い特許審査によりバイオ5大強国に(2025.3.10)

### 3. バイオ技術関連特許出願-優先審査申請対象の指定および申請要件の簡素化

また、韓国特許庁は、去る2月に「特許法」第61条第2号、特許法施行令第9条第1項第2号の3、「実用新案法」第15条、実用新案法施行令第5条第2号の2、および「特許・実用新案優先審査の申請に関する告示(以下、優先審査告示)」第4条第2号ソ目によるバイオ(生命工学)技術関連特許出願および実用新案登録出願と、バイオ(ヘルスケア)技術関連特許出願および実用新案登録出願を優先審査申請の対象として指定した。これにより、生命工学技術またはヘルスケア技術と直接関連した特許出願の審査期間を最大2ヶ月以内に短縮することで、国内企業が迅速に権利を確保することができるように支援している。

バイオ(生命工学)技術関連出願に対して優先審査を申請するためには、①生命工学関連特許分類(CPC)が主分類として付与されていなければならない、②生命工学関連製品、装置などを国内で生産または生産準備中である企業の出願、生命工学技術関連国家研究開発事業の結果物に関する出願、または「国家先端戦略産業法」によるバイオ特性化大学(大学院)の出願でなければならない。また、バイオ(ヘルスケア)技術関連出願に対して優先審査を申請するためには、①ヘルスケア関連特許分類(CPC)が主分類として付与されていなければならない、②ヘルスケア関連製品、装置などを国内で生産または生産準備中である

企業の出願、またはヘルスケア技術関連国家研究開発事業の結果物に関する出願でなければならない。

上記要件を満たす場合、優先審査申請書および優先審査申請説明書(優先審査告示第4条第2号ソ目により、優先審査申請であることを明示、当該出願が生命工学/ヘルスケア技術と直接関連した出願に該当する理由を具体的に記載)と共に、国内生産(準備)企業の立証書類、または国家研究開発課題遂行の立証書類を提出して優先審査を申請することができる。従前は、優先審査の申請時、「自体先行技術調査」を必須要件として優先審査申請企業に負担があったが、優先審査告示第4条第2号ソ目により優先審査を申請する場合には、自体先行技術調査の要件が除外され、優先審査申請の手続および要件が簡素化した。また、出願発明を実施または実施準備中であることを立証するために、従前は事業者登録証の提出が必須であったが、技術移転契約書などによっても立証が可能となった。特に、大学や公共研究機関の場合、技術移転契約書のみで実施準備中であることを立証可能となり、より容易に優先審査制度を活用することができると期待される。

優先審査告示第4条第2号ソ目によるバイオ技術関連特許出願の優先審査は、2025年2月19日～2025年10月31日に優先審査申請された出願を対象として一時的に施行され、2025年11月に施行延長の可否が検討される予定である。

#### 4. むすび

グローバルバイオ産業における競争力を確保するためには、迅速な特許権確保が重要であり、特に技術移転を主な事業として営む国内の中小・ベンチャー企業において、特許が技術の価値の判断を受ける基準として作用する。今回の特許庁のバイオ審査専任組織の拡大および優先審査制度の改善は、バイオ企業が特許を迅速に確保し、世界市場で競争力を高めることができるように支援する実質的な基盤となると期待される。

<参考資料>

- ・特許庁報道資料 - 「速い特許審査によりバイオ5大強国に」(2025.3.10.)
- ・特許庁報道資料 - 「バイオ・先端ロボット・人工知能…先端技術優先審査を6つの分野に拡大」(2025.2.19.)
- ・特許庁告示公告 - 先端技術関連出願(バイオ(生命工学)技術)の優先審査対象指定の公告(2025.2.19.)
- ・特許庁告示公告 - 先端技術関連出願(バイオ(ヘルスケア)技術)の優先審査対象指定の公告(2025.2.19.)



### 立体商標の権利範囲に対する判断基準 -特許法院2024ホ12388判決(2025.2.14. 言渡)【権利範囲確認(商)】

弁理士 朴敏智

#### 1. 事件の概要

イ. A社は、ルクセンブルクに本社を置く製菓類専門の貿易会社であり、ドイツの有名製菓ブランドであるハリボー(HARIBO)社のグローバル流通および輸出業務を担当し、1997年に設立されて以来、ハリボーのクマ形状のゼリーである「ゴールドバレン(Goldbaren)」を含むゼリーおよびキャンディ類を全世界に供給している。A社は、2016年にクマゼリーの立体形状を国内に立体商標として登録した。

A社の登録立体商標



ロ. A社は、2022年9月頃にB社を含む、国内でクマゼリーを流通する企業に商標権侵害を主張したうえで、販売中止を要求する内容証明を発送した。

ハ. B社は、ゼリー、キャンディ、チョコレートなどから構成された菓子店(Confectionery Store)ブランドである「ウィニービーニー(Weeny Beeny)」を運営する国内の食品会社であり、自社で販売するクマ形状のゼリー製品がA社の登録商標の権利範囲に含まれないことの確認を求めるために、2023年に特許審判院に消極的権利範囲確認審判を請求した。

B社のクマ形状のゼリー製品



ニ. 審判請求人であるB社は、確認対象標章(B社製品)であるクマ形状のゼリーが単純なゼリーの一般的な形状であって、デザインの使用に過ぎず、商品の形状を普通に使用する方法で表示した標章(商標法第90条第1項第2号)に該当して商標権の効力が及ばないと主張した。

これに対して被請求人A社は、登録商標の周知著名性、商品の同一性、使用形態の類似性を考慮すると、確認対象標章(B社製品)は、商標として使用されたものであり、登録商標と類似しているため権利範囲に含まれると主張した。また、登録商標は使用により識別力を取得しており、確認対象標章はゼリーの一般的な形状であるとはみなし難いため、商標法第90条第1項第2号による商標権効力制限の対象ではないと主張した。

#### 2. 特許審判院および特許法院の判断、大法院上告

イ. 特許審判院(2023ダン831) → 棄却審決(B社のゼリーはA社の登録権利範囲に属する)


特許審判院は、A社の登録立体商標とB社の確認対象標章の両方がクマの形状を立体的に表現しており、腕と脚の位置、顔の比重などにおいて外観上類似していると判断した。一般の需要者や取引者がこれら標章を時間と場所を異にして全体として観察する場合、細部の差よりは

支配的な印象やモチーフを基準として記憶することが通常であるため、両標章は類似する印象を与えるとした。

また、A社の登録商標は使用により識別力を取得した立体商標であり、B社の確認対象標章も自他商品の出所を表示するための商標として使用されたと判断した。これにより、当該標章は、商標法第90条第1項第2号(商品の普通名称・形状)に該当しないとされた。

特許審判院は、B社の標章が単にデザイン要素として活用され得るとしても、自他商品の出所を表示するための商標として使用された場合には、商標としての機能を認めるべきと明示した。特に、B社の確認対象標章は、A社の登録商標と外観上モチーフおよび支配的な印象において極めて類似しており、当該製品が別途の包装なしに「有機農クマ形状のグミ」として広告、販売されている点などを総合的に考慮すると、B社の主張は受け入れ難いと判断したうえで、棄却審決を下した。

#### □. 特許法院(2024ホ12388) → 認容判決(審決違法、B社のゼリーはA社の登録権利範囲に属しない)

反面、特許法院は、原告(B社)の製品が多様な形態のゼリーで構成されており、別途の標章(**Weeny Beeny**、)が付着された包装に包まれて販売されているという点に注目した。特に、B社はゼリーの「形状」を直接表記する方式で販売しているゼリーを区分している点、A社の登録商標出願前から国内市場には多数の企業がクマ形状のゼリー製品を流通してきており、各製品には固有の文字商標が表示されて自他商品の識別が可能であった点を考慮した。また、被告(HARIBO社)も多様なゼリーを販売しながら、すべての製品に「**HARIBO**」という文字商標と共に使用してきた点などを総合してみると、一般の需要者がクマ形状のゼリーそのものを被告(HARIBO社)の出所として認識するとみることが難しいと判断した。これにより、確認対象標章であるクマ形状のゼリーは、単にデザイン要素として使用されたものであり、商標として使用されていないと判示した。

また、特許法院は、A社の登録立体商標とB社の確認対象標章の両方がクマの形状を表現した点は認めるが、登録商標の権利範囲は、単なる「クマ形状のゼリ

ー」というモチーフ一般ではない立体商標の具体的な表現方式に限定されるとみなした。両標章は、クマの形状、耳、腕、脚の位置など一部の共通点はあるが、全体的な形態の表現の程度、表情、姿勢、輪郭線、腹部の模様などにおいて差が存在し、外観上同一でないと判断した。また、2つの標章が共に「クマ形状のゼリー」などと呼称、観念されはするが、これは一般的な通称に過ぎないため、呼称、観念の類似性のみで商標全体が類似しているとみることができないとした。

結局、特許法院は、特許審判院の審決が違法であるとみなしたうえで、これを取消し、B社の確認対象標章はA社の登録商標権利範囲に属しないと判断し、消極的権利範囲確認審判の審決取消訴訟に対する認容判決を下した。

現在、A社は、当該判決に不服として大法院に上告を提起した状態である。

### 3. 本判決の示唆点

本判決は、確認対象標章が商標として使用されたか否かと、立体商標(3次元的な立体形状そのもの、または立体形状に記号・文字などが結合された形態)の権利範囲が争点となった事案であり、以下の点から意義がある。

まず、立体商標の類否判断は、単にモチーフや形状が同一または類似しているという事情のみで行われてはならず、細部的な構成要素、および具体的な表現方式が類似している場合に限って、類似しているとみななければならないという点を明確に判示した点から注目するに値する。また、商品の出所に関する誤認、混同の可能性の判断において、単なる形状の類否のみを考慮するのではなく、実際の使用実態の全般(包装形態、販売方式、別途の文字商標表示など)を総合的に考慮して判断しなければならないという基準を提示した点から実務上の重要な示唆点を提供するものである。

一方、本事案は、特許審判院と特許法院が相反した判断を下した事案であり、現在、大法院に上告されて最終的な法的判断は確定されていない状態である。今後、大法院の判決は、立体商標の権利範囲解釈と関連した重要な先例となる可能性が高いため、その法理的判断に注目する必要がある。✂

## 商標共存同意制度の紹介

弁理士 崔有鎮

### 1. はじめに

商標法は、商品とサービスの出所を表示して消費者の混同を防止し、公正な競争秩序を維持することを目的とする。しかし、現実的に同一または類似する商標を互いに異なる主体が採択して使用しようとする場合が頻繁に発生する。

これにより、商標間の衝突を防止するために、先登録(先出願)商標と同一または類似する後出願商標は、原則的に登録を拒絶する方式が採択されてきている。しかし、市場が複雑になり、商標権者間の利害関係が多様化するにつれ、商標権者間の合意に基いた商標共存同意制度の必要性が提起されている。

### 2. 商標共存同意制度の意義

商標共存同意制度とは、先登録商標権者が後出願商標の登録または使用に明示的に同意すれば、原則的な拒絶理由があっても例外的に登録を許容する制度である。これは商標権者間の協議を通じて不必要な権利紛争を防止し、共存可能な商標の登録を拡大することに目的がある。

### 3. 韓国の商標共存同意制度の導入および主要内容

従前、韓国は商標共存同意が認められず、商標権者間の合意があっても、迂迴的な方法により類似商標を登録しなければならない不便さが存在した。しかし、2024年の商標法改正により商標共存同意制度が公式に導入された。

#### (1) 主要内容

先登録商標権者の同意がある場合、同意範囲内で後出願商標の登録を許容する(商標法第34条第1項第7号但書、第35条第6項)。

#### (2) 共存同意書の提出要件

#### イ. 時期的要件

- 共存同意書は、出願書または意見書に添付して提出が可能である(商標法施行規則第26条の2①)。

- 出願書または意見書の提出時、共存同意書を提出していないか、補正が必要な場合には、出願公告決定前後の補正可能期間(商標法第40条、第41条参照)内に補正書と共に提出することができる(商標法施行規則第26条の2②)。

#### ロ. 実体的要件

- 共存同意書には後出願商標の出願人および先登録商標権者の氏名(法人名)、署名または捺印、特許顧客番号、登録(出願)番号、共存同意を受ける出願商標の指定商品、登録原簿反映事項の確認、同意日付などの必須記載事項が記載されていなければならない。

#### ハ. 共存同意の対象

- 後出願商標の指定商品の全部または一部に対する共存同意が可能である。

- 共存同意と関連した登録(出願)件が多数である場合、多数の登録(出願)番号を記載することができ、各件別に指定商品の範囲を異にして記載することができる。

#### (3) 共存同意書の効果

- 従前は、同一または類似する先登録(先出願)商標が存在する場合、権利者間の合意の有無と関係なく、後出願商標の登録が一律的に拒絶されたが、共存同意制度の導入後には、権利者間の実質的な合意がなされた場合、審査官が実際の消費者混同の恐れなどを判断して最終登録の可否を決定する。

- 先登録商標権者の同意を受けて登録される後出願商標は、一般的な登録商標と同一の効力が認められる。

- 共存同意により登録された商標権の存続期間を更新する場合、共存同意書を再び提出する必要がない。

- 後出願商標が登録された後、同一・類似の商標を先登録商標権者が出願する場合には、後出願商標権者の同意が必要である。したがって、共存同意の協議の際には、予めこれに対して合意しておくことが望ましい。

- 先登録商標および先登録商標権者の同意により登録される出願商標のすべてが登録原簿に共存同意と関

連した商標であることが表記され、関連登録番号も共に表記される。ただし、それ以降の変動事項は反映されない。

#### (4) 共存同意の関連条項

- 共存同意書を補正書に添付して提出する場合、要旨変更でないのみならず(商標法施行規則第33条第5号)。
- 商標共存同意により登録された商標の権利者またはその商標登録に対する同意をした者のうちの1人が自己の登録商標の指定商品と同一・類似の商品に不正競争を目的で自己の登録商標を使用することによって需要者に商品の品質を誤認させるか、他人の業務と関連した商品と混同を引き起こした場合には、その商標登録の取消審判を請求することができるという条項が新設された(商標法第119条第1項第5号の2)。

#### (5) 共存同意書が認められない場合

- 期限、地域の制限、法律効果の一部排除などの条件がある共存同意書は認められない。ただし、特許庁では当事者間の契約内容までは関与しないため、契約書に条件を記載することはできる。
- 「今後出願される商標一切に対する同意」など包括的な共存同意書は認められない。
- 標章が同一であると共に、指定商品が同一である商標は、先登録商標権者の本人も登録を受けることができない商標に該当するため、これに対する共存同意書は認められない(商標法第34条第1項第7号但書参照)。
- 商標法第34条第1項第7号(先出願による他人の登録商標)および第35条第1項(先出願商標)ではない他の拒絶理由には共存同意書が認められない。
- (地理的表示)団体標章、(地理的表示)証明標章、業務標章出願は、標章の特性上、譲渡および使用権設定などが厳格に制限されているなど、共存同意の趣旨に合わないため、共存同意制度が適用されない。

#### 4. 共存同意制度の危険要因

商標共存同意は、商標権者間の合意に過ぎず、消費者の混同を完全に防止することはできないという危険があ

る。また、共存同意書が金銭的取引手段として悪用されたり、無分別な商標登録を招くことがあり得る。したがって、制度的な安全装置と徹底した管理が必要となる。

#### 5. 主な外国の共存同意制度

米国の場合、商標権者間の共存同意書を提出する場合、登録許容が可能である。ただし、審査官は、実際の消費者混同の可能性に対して独自に判断が可能である。

欧州連合(EU)の場合、類似する先行商標の存在は相対的な拒絶理由であるため、先登録の商標権者が異議申立を行わなければ登録は自動的に拒絶されない。したがって、共存同意書の提出が必須ではないが、実務的には紛争予防と権利関係の明確化のためによく活用されている。ただし、共存同意書が提出されても消費者混同の可能性が明白である場合には登録が拒絶されることもある。

中国の場合、共存同意書が法的根拠で明示されていないが、実務上、制限的に認められる。ただし、同一または極めて類似する商標および商品である場合、消費者混同の可能性および公益保護の側面から登録が制限されることがある。

日本の場合、従前は類似する先登録商標がある場合には、当事者間の合意があっても「譲渡後の再譲渡(アサインバック)」方式などにより迂回登録をしなければならなかったが、2024年4月1日施行の商標法改正を通じて公式に共存同意制度を導入した。また、改正法では消費者の混同を防止するために、一方の商標権者が相手方に混同防止表示を要求することができるように明文化した。

#### 6. むすび

韓国の商標共存同意制度の導入は、商標権者間の自律的な権利調整と、国際的傾向に符合する肯定的な変化と判断される。しかし、今後、制度の安定的な定着のためには、制度の濫用を防止し、消費者混同を防止するための細部的な基準を設けると共に、審査事例の蓄積などの努力が必要であるとみられる。✦

## 今月の判例

### 無権利者の出願に対する無効審判の請求人適格の判断基準-大法院2022フ10814判決(2025.1.9.言渡)【登録無効(特)】

弁理士 姜辰昊

#### 【事件の概要】

本事件は、『定風量制御方法』に関する特許(特許番号省略)に対して無権利者の出願であることを理由として登録無効審判が請求された事件である。原告は、本人が当該発明の真の発明者であり、出願人は原告の権利を無断で出願したと主張しつつ、特許法第133条第1項第2号による登録無効審判を提起した。これに対し、特許審判院は請求人適格がないという理由で審判請求を却下し、特許法院も棄却判決によりこれを維持し、大法院も原審判断に法理誤解がないとみなして上告を棄却した。

#### 【無権利者の出願に対する特許無効事由および請求人適格の判断時点】

##### 1. 無権利者の出願に対する特許無効事由(特許法第133条第1項第2号)

- 正当な権利者でない者が出願した特許は無効事由となる。
- ただし、この事由を理由として無効審判を請求することができる者は、その特許を受けることができる権利を有する者または審査官に限られる(特許法第133条第1項前文)。

##### 2. 請求人適格の判断時点

- 審判請求人が、無権利者の出願を無効事由とした特許無効審判を請求することができる特許を受けることができる権利を有する正当な権利者に該当するか否かは、審判当時を基準として判断しなければならない(大法院2007フ4625判決(2009.9.10.言渡)など参照)。

#### 【事実関係の整理および法理の適用】

##### 1. 事実関係

本願特許は『定風量制御方法』に関し、原告は、当該発明の発明者であることを主張しつつ、第三者である訴外人が無権利者であるにもかかわらず特許を出願して登録を受けたと主張した。被告は、当該訴外人が被告の職員であり、原告と被告間に暗黙的権利移転の合意があったことを根拠として、出願が正当であると反論した。

即ち、原告が特許を受けることができる権利を有する「正当な権利者」であり、「無効審判の請求人適格」を有するか否かが争点となった。


##### 2. 法理の適用

大法院は、原告が発明の完成と共に特許を受けることができる権利を原始的に有することができたが、被告の主張と同様に、原告と被告間の暗黙的合意により訴外人(被告の職員)に権利が適法に移転されたと判断した。したがって、本事件の審判当時、原告は、特許を受けることができる権利を有する正当な権利者に該当せず、特許法第133条第1項前文が定めた無効審判の請求人適格を有していないと判断した。

##### 3. むすび

したがって、原告の正当な権利者であることを理由とした無効審判請求は不適法であり、無効事由の判断なしに却下となることが正当であると判断したうえで、上告を棄却した。

#### 【判決の意義】

本判決は、無効審判請求人の適格およびその判断時点を明確にした事例である。特に、無権利者の出願に対する無効審判請求において、請求適格者は「特許を受けることができる権利を有する者」または「審査官」に限定され、その適格の有無は「審判時点」を基準として判断することを再確認した判決であると評価することができる。本判決を通じて、発明の創作者であるとしても、当該権利が適法に第三者に移転された場合には、それ以上特許を受けることができる権利を有する者として無効審判を請求することができないことを明確に理解することができる。 



## YOU ME 便り

## 2025年のYOU ME人賞の受賞式を開催

今年で22回目となるYOU ME人賞の受賞式が開催されました。今年のYOU ME人賞は、職員の推薦と審査委員の審査により受賞者が選定されました。

受賞者には、報奨金と休養施設の無料利用権が与えられます。参考までに、YOU ME人賞は、経営革新部門、協同部門、奉仕部門に分けて2004年から実施しています。



## 第11回YOU ME科学文化賞の授賞式を開催



第11回YOU ME科学文化賞の受賞式が2025年4月30日に開催されました。YOU ME科学文化賞は、科学の成果を広く知らしめるために努力する人物を激励するために、YOU ME特許法人が出資したYOU ME科学文化財団において授与する賞です。YOU ME科学文化賞は、科学著作物の執筆者や科学研究会、科学図書の読書会など、科学を理解し、広く知らしめるのに格別に努力した

個人と団体に毎年授与しています。今年のYOU ME科学文化賞の授賞式には、チョン・ウンチャン元国務総理、チョ・ヒヨン元ソウル市教育庁教育委員長、モク・ソンホ特許庁次長、ソウル大学学部大学のノ・ユンソン学長、チョ・ユレ元創意財団理事長、韓国教養基礎教育院のイ・ジェソン院長など40人余りが参加しました。

今年のYOU ME科学文化賞の受賞者は、ソウル市立

大学のイ・ジュンウォン教授が受賞しました。イ・ジュンウォン教授は、科学哲学と科学史分野における卓越した研究成果をあげており、ナノ技術、人工知能(AI)、ビッグデータなど先端科学技術の倫理的・社会的争点を研究することで、学問間の境界を崩し、新たな地平を切り開きました。また科学技術の社会的受容と価値創出に大きく寄与した功労が認められました。今年の受賞者の詳細は次のとおりです。

### ▶ YOU ME科学文化賞

ソウル市立大学哲学科 イ・ジュンウォン教授

### ▶ 読書指導賞

– 科学技術情報通信部長官賞


ハナ高等学校 ジョン・ヒョンシク教諭

– 特許庁長賞

慶尚北道永東高等学校 ホ・スジン教諭、

忠清南道扶餘女子中学校 シン・ヒョンシク教諭

一方、今年の優秀科学図書として、脳科学を中心に多様な学問を融合して人間の本质と社会的連結性を探求した米国ノースイースタン大学のリサ・フェルドマン・バレット心理学部特別教授の「バレット博士の脳科学教室7 1/2章」が選定され、全国1000余りの高校に無償配布されました。

このようにYOU ME科学文化財団は、科学の成果が広く知らされ、誰もがよりよく生きる社会を具現するために努力しています。 

## 崔元碩弁理士が入社

崔元碩弁理士がYOU ME特許法人に入社し業務を開始しました。

### • 崔元碩弁理士

学歴：ソウル大学校 建設環境工学部 (2021)

経歴：弁理士試験合格 (2019) 

 **YOU ME** 特 許 法 人  
PATENT & LAW FIRM

〒06134 大韓民国ソウル特別市江南区テヘラン路115 瑞林ビル

TEL: +82-2-3458-0102(日本語) FAX: +82-2-553-5254

E-mail: email@youme.com

上記YOU ME NEWSと関連してご意見またはご希望の資料などがありましたらいつでも弊所までご連絡下さい。

[www.youme.com](http://www.youme.com)